

平成 25 年度中小企業支援計画（案）

I. 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

全国 420 万の中小企業・小規模事業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である。特に、全国 366 万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことは日本経済の成長に不可欠である。

現在、日本経済は、円高・長引くデフレから抜け出ようとする明るい兆しが見られる一方、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、まだ景気の回復を実感できないでいる。

経済産業省では、中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、本年 2 月から「“ちいさな企業” 成長本部」を開催している。全国 21 箇所で開催し、延べ 1610 人の経営者等から「生の声」を聴き、その集大成として 6 月 4 日に「行動計画」をまとめた。

「行動計画」には、①地域に眠るリソースを最大限に活用する、②中小企業の新陳代謝を活発にする、③積極的に成長分野に参入する、④海外に打って出る、の 4 つの行動目標と中小企業・小規模事業者、支援機関、国それぞれが取り組む具体的なアクションを盛り込んでいる。今回の「行動計画」の特徴は、事業者、支援機関及び国が、取るべき「行動」についてしっかりとコミットすることにある。

この「行動計画」は政府の成長戦略である「日本再興戦略」にも反映し、起業・創業の促進や海外展開支援といった施策をとりまとめた。

地域経済を支えている方々が景気回復の実感を持てるような環境を一日も早く作るためには、何よりも「行動計画」を着実に実行していくことが必要である。

このため、「“ちいさな企業” 成長本部」の開催を継続し、引き続き、地域の中小企業・小規模事業者の方々との対話を行っていく。

II. 中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

近年、中小企業・小規模事業者を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月 30 日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設された。これまで（平成 25 年 9 月 20 日時点）、税理士、弁護士、会計士、中小企業診断士、商工会議所、商工会、地方銀行、信用金庫など 17, 445 機関が認定されている。認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対して、①事業計画の策定や実行支援、その後のフォローアップ、②小規模事業者活性化支援事業等の支援事業における計画策定支援、③金融円

滑化法終了に伴う経営改善計画の策定支援、④中小企業・小規模事業者支援施策の情報提供・活用促進等を実施している。

また、認定支援機関間の連携を強化するために、全国約130箇所に、認定支援機関その他の関連機関で構成される地域プラットフォームを設置し、データベース共有による専門家派遣などの取組を進めている。

今後、地域の中小企業・小規模事業者の創業、経営革新、金融支援、事業再生などの様々な経営相談に対し、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を全国約47箇所に設置することを検討する。「よろず支援拠点」では、個々の認定支援機関や地域プラットフォーム、公的支援機関、支援機関以外の業務連携先と協力して、各種の経営課題に対し、きめ細かな支援を実施する体制の構築を目指す。

また、平成25年7月から開設した、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じて、①国や公的機関の支援情報・支援施策の分かりやすい提供、②経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場の提供、などを推進する。

このように、地域の中小企業・小規模事業者に対して、個々の事業者の経営状況や、地域や業種の特徴などを踏まえつつ、支援情報や支援施策を適切かつ迅速に提供するため、国は認定支援機関等の支援体制の整備、強化を進めるとともに、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）や独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）においても、認定支援機関等に対する情報提供や助言などの協力を行うことが求められる。

なお、本支援計画の策定に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果を最大化することが重要である。

本支援計画をもとに、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組が行われていくことを考えれば、「対話と協力」の重要性は高まっていくものである。

Ⅲ. 国の事業

1. 事業の実施体制

国においては、国の各支援事業の実施に当たって、都道府県、中小機構の支援事業と適切な役割分担の下で緊密に連携し、認定支援機関や地域プラットフォームなどの地域の支援の担い手を有効活用しつつ、中小企業・小規模事業者の経営課題にきめ細かく対応する。また、支援事業の実施状況や成果を把握するとともに、実施者や関係者から意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとって使い勝手がよい事業となるよう、不断の見直しを行う。

2. 事業の概要

24年度補正予算や25年度当初予算に基づく各支援事業を、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

(1) 小規模事業者等の支援

①地域需要創造型等起業・創業促進補助金

200.0億円(24年度補正)

新たに起業・創業や第二創業を行う女性や若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援する。

②中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業

14.8億円(24年度補正)

48.0億円(25年度当初)

中小企業・小規模事業者等の新たなビジネス創造や、経営改革等をサポートするため、100万以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す者と、1万以上の専門家等が参画し、時間・場所にとらわれずに自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができるITシステムを構築・運営するとともに、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣を実施する。

本事業において、本年7月から、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト「ミラサポ」を開設した。「ミラサポ」では、①国や公的機関の支援情報・支援施策をわかりやすく提供する、②経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する、などの機能を整備している。また、9月からは、地域プラットフォームを活用して、本サイト上で専門家の派遣を依頼することを可能としている。今後、ユーザーからのコメントや、さらには“ちいさな企業”成長本部での議論を踏まえ、機能拡充等を進めて、10月以降、「本格版」として運用を開始することを予定している。

③小規模事業者活性化支援事業

30.0億円(新規)

認定支援機関たる金融機関等と連携して、小規模事業者において、女性や若者をはじめとした意欲ある経営者や従業員が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組を支援する

④下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

7.0億円(新規)

親事業者の生産拠点が閉鎖または、閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設

備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

また、下請中小企業グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

⑤ものづくり小規模事業者等人材育成事業

3. 5億円（新規）

ものづくり人材を育成するため、優れた技術・技能を有する者を指導者として活用し、ものづくり小規模事業者等における技術・技能の継承を支援する。これにより、我が国のものづくり小規模事業者等が、厳しい国際競争環境の中で、潜在力・底力を発揮し、活力あるものとして事業を進められるようにする。

⑥小規模事業対策推進事業

うち 商工会・商工会議所指導事業（内数）

3. 7億円

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う指導や情報の収集及び提供等に係る事業に対して支援する。

⑦中小企業連携組織対策推進事業

うち 指導機関指導員能力向上研修等関連事業

1. 5億円

組合を設立しようとする中小企業や経営課題を抱えている組合等の組織連携に対する経営指導・支援に当たる都道府県中小企業団体中央会指導員に対して、中小企業団体中央会が実施する能力向上に必要な指導・研修事業を支援する。

また、中小企業団体中央会が実施する中小企業が経営資源の強化及び補完を図るための多角的連携指導に関する調査や、中小企業組合の設立同行調査を始めとする各種調査・情報提供等に対して支援する。

⑧中小企業取引適正化対策事業委託費

(ア) 下請かけこみ寺事業

3. 9億円

全国48箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決（ADR）手続による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企

業振興協会等との連携を図る。

(イ) 下請取引改善事業

0.8億円

下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の違反を未然に防止する観点から、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を実施する。

(ウ) 官公需情報提供事業

0.3億円

国、独立行政法人等がホームページで公開している発注情報を自動検索で収集、データベース化し、中小企業が自らのニーズ（地域別、発注品目別等）に合わせて絞り込むことで、簡易に発注情報を入手できる「官公需ポータルサイト」の運営や、発注事例や受注事例の中から他のモデルとなる事例を収集し、他の発注者や受注者に情報提供を行う。

(2) ものづくりや海外展開等への新たな挑戦の支援

①ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

1,007億円(24年度補正)

ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、我が国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現するため、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助する。

②中小企業・小規模事業者人材対策事業

281.8億円(24年度補正)

中小企業・小規模事業者の優秀な人材確保のため、育児等で一度退職し再就職を希望する女性や新卒者等に対する中小企業・小規模事業者での職場実習を支援するほか、地域の中小企業支援機関と大学等が連携し、地域企業の魅力を発信しつつ、大学との顔の見える関係の構築、新卒者等とのマッチング、人材育成・定着までの一体的な取組を支援する。

③地域力活用市場獲得等支援事業

200.1億円(24年度補正)

中小企業・小規模事業者の販売力強化、財務管理能力の向上を図るため、中小企業・小規模事業者が行う新商品開発、内外販路開拓、海外共同現地進出、統合財務管理ソフトの開発・導入等を支援する。

④中小企業・小規模事業者海外展開事業化・研修支援事業

(ア) 中小企業海外展開一貫支援事業

5.0億円(24年度補正)

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」と中小機構が連携し、実現可能性調査(F/S調査)等を通じた企業発掘・育成から、官民の支援機関が連携した海外現地でのプラットフォームを活用し中小企業の海外展開実現までの一貫した支援を行う。

(イ) 中小サービス業等海外現地人材育成支援事業

15.0億円(24年度補正)

中小サービス業等の海外展開を加速化させるため、中小サービス業等が海外現地事業を担う中核人材を日本で育成する取組等に対し支援する。

⑤中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業

42.0億円(24年度補正)

中小企業・小規模事業者等は、新興国への進出経験・人材が不足しており、多角的な新興国展開が困難であることから、新興国進出に取り組もうとする中小企業・小規模事業者等に対して、現地でのビジネス経験豊富なシニア人材(企業OB等)を専門家として派遣し、現地での拠点設立等までハンズオンで支援する。

⑥中小企業海外高度人材育成確保支援事業

0.6億円(新規)

日系中小企業と現地の大学・高等専門学校等との協力の下、現地でのジョブフェア及び企業文化講座を実施し、日系中小企業の海外における高度人材の育成・確保を支援する。

⑦新事業活動・農商工連携等促進支援事業

18.6億円(新規)

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)や、異分野・異業種の中小企業の連携を支援する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)等に基づき、中小企業者が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組を支援する。

⑧ものづくり中小企業連携支援事業

(ア) 戦略的基盤技術高度化支援事業

107.8億円(新規)

中小企業・小規模事業者、地域の大学等の研究機関等が連携して行う、特定ものづくり基盤技術(casting,鍛造,切削加工,めっき等)の高度化に

資する研究開発等を支援する。

(イ) 地域イノベーション創出実証研究補助事業

2. 9億円(新規)

産学官の技術や資源を最適に組み合わせた産学官連携体制の構築を通じて地域発の優れた実用化技術の事業化を促進し、新事業の創出につなげるため、地域の中小企業を中心として、大学及び高等専門学校、公的研究機関等が共同で実施する、実証研究（実用化技術の実証又は性能評価等）を支援する。

(ウ) グローバル技術連携支援事業

8. 0億円(新規)

ものづくり技術における新興国企業の追い上げや、装置や部品等の分解による重要技術の流出・模倣等の現状に対応するため、ニッチ分野等の世界市場獲得を目指す中小企業の連携体が行き組む技術流出防止対策や模倣品対策等を目指す試作開発と販路開拓を支援する。

⑨中小企業海外展開総合支援事業

(ア) 中小企業海外展開発掘・事業化支援事業

26. 4億円(新規)

中小企業の海外展開への取組に対し、ジェトロ及び中小機構が連携し、展示会等を活用した販路開拓支援を行うとともに海外展開に関する情報提供・アドバイス支援を行う。

(イ) JAPAN ブランド育成支援事業

5. 1億円

中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が連携して地域の優れた素材や技術等を活かして海外市場開拓を行おうとする際、基本戦略の策定や商品の開発・海外展示会への出展等を支援する。

⑩中小企業技術革新挑戦支援事業

0. 4億円

多段階選抜方式、特に研究開発前の探索研究・実証実験（F/S）の導入についての有効性を実証することにより、各省庁への同方式の導入・普及を図ることを事業目的とする。

⑪特許等取得活用支援事業

16. 0億円

中小企業等が企業経営の中でノウハウを含めた知的財産活動が円滑にできるよう中小企業におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに知的財産

に関する相談を一元的に受け付ける専門の相談窓口(「知財総合支援窓口」)を設け、同窓口に解決を支援する専門人材を配置してワンストップで解決支援を行う。

⑫小規模事業者地域力活用新事業創出支援事業

14.6億円(新規)

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とし、商工会・商工会議所等が小規模事業者等と協力し地域資源を活用した特産品開発等やその販路開拓等の取組を支援するための事業に対して支援する。

⑬中小企業連携組織対策推進事業(再掲)

うち 中小企業活路開拓調査・実現化事業

3.0億円

効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、全国中小企業団体中央会が支援する新たな活路の開拓を図るための調査研究や実現化に向けた取組を支援する。

⑭地域中小企業外国出願支援事業

3.4億円

地域の中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願(特許、実用新案、意匠、商標に関する出願をいう。以下同じ。)を支援する。

(3) 地域商業の機能強化による地域経済の活性化

①地域中小商業支援事業

38.7億円(新規)

次世代のリーダー育成等により商店街組織の体質強化の構造改革に資する事業を支援する。また全国商店街振興組合連合会が行う商店街活性化に係る研究会、都道府県商店街振興組合連合会に対する各種研修事業及び商店街が実施する基礎的活動等を支援する。

②小規模事業者対策推進事業(再掲)

うち 経営安定特別相談事業

0.4億円

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」での中小企業の相談対応を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等に対して支援

する。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業再生

①認定支援機関による経営改善計画策定支援

405億円(24年度補正)

認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定・金融機関調整・フォローアップ等を支援し、経営改善を促進する。

②中小企業再生支援協議会事業

40.5億円(24年度補正)

43.4億円(25年度当初)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産活法」という。)に基づき、各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会において、企業再生及び事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が、中小企業再生及び事業引継ぎについての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイス等を実施する。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な中小企業については、常駐専門家から構成される支援チーム(必用に応じて、中小企業診断士、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家を含めることができる。)において、再生計画策定及び金融機関との調整を支援する。

③認定支援機関等研修事業

1.2億円(新規)

(ア) 認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

認定支援機関を対象として、経営改善計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を実施し、経営改善の支援能力を強化していく。

(イ) 高度実践型支援人材育成事業

経営支援に実績のある優れた支援機関が、地域金融機関等から研修生を受入れて実践的な研修事業を行う際に、必要な経費を補助する。

(5) 消費税引き上げに伴う転嫁対策

消費税転嫁対策窓口相談等事業

42.1億円(24年度補正)

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して講習会、相談窓口の設置やパンフレット等による周

知などを行う。

(6) 被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）による被災施設・設備の復旧・整備の支援などに加え、資金繰り支援、二重債務問題対策等をはじめとして、被災中小企業等の経営支援、経営資源の確保に努める。

①中小企業等の再生支援

0.6億円

甚大な被害を受けた事業者の二重債務対策に引き続き取り組み、再生を支援する。

②特別相談窓口等の継続

経済産業局等に設置している特別相談窓口において、被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

③中小企業電話相談ナビダイヤルの継続

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を設置。

IV. 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との緊密な連携と適切な役割分担の下で積極的に事業の実施に努めるとともに、地域の認定支援機関等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることが期待される。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に努めることを期待する。

なお、都道府県等中小企業支援センターとの連携強化を図り、中小企業支援体制を充実するため、本年4月に、全国中小企業取引振興協会を事務局として、「中小企業庁及び都道府県等中小企業支援センター協議会」を設置したところ。現在、2カ月に1回程度の頻度で中小企業支援施策における自治体、都道府県等中小企業支援センターとの連携のあり方などについて検討を進めている。

2. 事業の概要

(1) 中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底

①都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

②中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

ア 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

イ その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業。

③中小小売商業の振興支援

ア 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

イ その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

④小規模事業者に対する支援

ア 経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するための設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業。

ウ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

⑤中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

⑥その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

(2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備

①経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

②その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に加え、海外展開に挑戦する中小企業に対する支援事業。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する事業。

②その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第二期中期目標（平成21年2月27日付け財務大臣及び経済産業大臣策定）に基づき、全国的視点に立って、中小企業の高度な専門性を有する経営課題等に対し、多様な支援ツールを活用しつつ機動的に支援を行う。また、中小機構は、地域本部等を通じて、認定支援機関等との連携体制を構築する。中小機構が持つ全国ネットワークから得られる支援情報や、これまで培った支援ノウハウの提供等を通じて、全体としての相乗効果が発揮できる実施体制を整備する。

また、中小企業大学校等において、地域の中小企業、地方公共団体及び地域支援機関等、大学等との連携体制を構築の上、中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した実践的な研修を実施する。

2. 事業の概要

25年度の各支援事業については、上記の観点を踏まえつつ、以下のとおり実施するものとする。

(1) 中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進

①新事業創出・販路開拓等支援事業等

中小企業の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（異分野連携）に係る事業活動に取り組む中小企業者に対して計画策定等の支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や国際展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業者等に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行う。

さらに、中小企業の海外展開支援（海外進出、国際取引等）については、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、海外展開を目指す中小企業者に対して、事業可能性調査（FS）、国内外の展示会出展支援、インターネットを活用した海外販路開拓支援等を行うとともに、日本の中小企業のパートナーとなるような海外企業との事業連携を促進するための商談会等を開催することで、中小企業の海外展開を後押しする。

②インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業等を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

① 中小企業支援機関連携強化事業

地域支援機関等との連携強化、支援ノウハウの共有を図るため、支援実務者を対象とした講習会や、地域支援機関等の連携強化を目的とする連絡会議やセミナー等を実施する。

また、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供により地域支援機関等との連携を強化し、地域における中小企業支援とのシナジー効果の向上を図る。

さらに、国が実施してきた「中小企業支援ネットワーク強化事業」の成果等を踏まえ、地域支援機関等の支援実務者の能力向上に向けた支援や支援事例の情報提供等を行うとともに、地域支援機関等の連携強化に資する取組みを行う。また、中小企業の事業承継支援が円滑に進むよう、支援事例の情報提供等を行う。

② 認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

認定支援機関を対象として、経営改善計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を実施し、経営改善の支援能力を強化していく。

③ 認定支援機関支援協力業務

認定支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。

④ 高度実践型支援人材育成事業

今後、経営支援の担い手として期待される地域金融機関職員や税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士等の若手専門家等が、実践的な個別企業支援の経験・ノウハウを習得できるよう、経営支援に優れた実績を有する支援機関における職場実習を支援する。

⑤ 地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業、都道府県や地域支援機関等の中小企業支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）を運

営する。加えて、中小企業の経営課題解決のための調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた事例等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラムの開催を通じ、中小企業に対して支援施策の浸透等を図る。

⑥養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題の解決能力の向上を目指す中小企業の経営者及び経営幹部等や、中小企業に対し質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

ア) 中小企業者向け研修

中小企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、中小企業の経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

イ) 中小企業支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業の経営診断実習や中小企業の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

⑦消費税転嫁対策窓口相談等事業

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、認定支援機関が開催する講習会にてテキスト等による周知などを行う。また講習会の講師等のための研修会を実施する。

⑧高度化事業

中小企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が地域中小企業を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金の一部を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資する。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、アドバイザー派遣等により、積極

的な経営支援を図る。

⑨ 中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

(3) 中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部（以下「全国本部」という。）を設置している。

支援にあたっては、中小企業再生支援協議会による中小企業支援の拡大及び質の向上を図るため、中小企業再生支援全国本部における人員の拡充や中小企業再生支援協議会へ支援人材の配置を行うなど支援体制の拡充に係る取組を実施する。

加えて、中小企業再生支援協議会に設置した経営改善支援センター（以下、「支援センター」という。）を通して経営改善計画策定支援事業を実施する。具体的には、中小企業・小規模事業者が自ら経営改善計画を策定することが難しいため、公認会計士や税理士等の支援人材が同計画の策定を支援していくことが求められており、当該経営改善計画の策定費用等について、支援センターを通じた補助を実施するとともに、支援センターにおける支援人材の確保と支援体制の構築を支援する。

また、協議会における個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会及び支援センターの活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

その他、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業等に対し、経営資源の確保等を支援するための適切な措置を迅速に講じる。

具体的には、被災地域において、早期の事業活動再開を希望する複数の中小企業者等が入居する仮設施設を整備する事業を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業等に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業の事業再建等の支援を行う。

加えて、商談会等の開催等による販路開拓の支援など、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業等を支援するための事業を行う。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とする被災県の貸付事業への支援の実施に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業の支援を行う。